

た場合には、算出の方法のうち政令で定める方法により算出した金額にその譲渡をした有価証券の数を乗じて計算した金額をいう。)

2 内国法人が旧株(当該内国法人が有していた株式(出資を含む。以下この条において同じ。))をいう。以下この項において同じ。))を発行した法人の合併による消滅に伴い当該合併に係る合併法人から新株(当該合併法人が当該合併により発行する株式をいう。))を取得した場合における前項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該旧株の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

3 内国法人がその有する株式を発行した法人の資本(出資を含む。))の減少による払戻し又は解散による残余財産の分配として金銭その他の資産を取得した場合における第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、当該株式の帳簿価額のうち当該金銭の額及び金銭以外の当該資産の価額の合計額に達するまでの金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

4 省略

(長期制賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)

第六十二条 内国法人が、長期制賦販売等に該当する資産の販売若しくは譲渡、工事(製造を含むものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く。))の請負又は役務の提供(以下この条において「資産の販売等」という。))をした場合において、その資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき、その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日を含む事業年度以後の各事業年度の確定した決算において政令で定める延払基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、当該資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき、同日を含む事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該延払基準の方法により経理しなかつた場合は、その経理しなかつた決算に係る事業年度後の事業年度については、この限りでない。

2 省略

3 第一項の規定の適用を受ける内国法人が合併により消滅した場合における同項に規定する長期制賦販売等に該当する資産の販売等に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)

第六十三条 内国法人が、長期大規模工事(工事(製造を含む。以下この条において同じ。))のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの日までの期間が二年以上であること、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。))の請負をしたときは、その着手の日属する事業年度からその目的物の引渡しの日属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額のうち、当該各事業年度の収益の額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、益金の額及び損金の額に算入する。

2 内国法人が、工事(その着手の日属する事業年度(以下この項において「着手事業年度」という。))中にその目的物の引渡しが行われないものに限るものとし、長期大規模工事に該当するものを除く。以下この条において同じ。))の請負をした場合において、その工事の請負(損失が生ずると見込まれるものを除く。))に係る収益の額及び費用の額につき、着手事業年度からその工事の目的物の引渡しの日属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の確定した決算において政令で定める工事進行基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる事業年度以後の事業年度については、この限りでない。

一 その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着手事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合、その経理しなかつた決算に係る事業年度の翌事業年度

二 その工事の請負につき損失が生ずると見込まれるに至つたことその他政令で定める事由が生じた場合、その事由が生じた日の属する事業年度

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける内国法人が合併により消滅した場合における長期大規模工事又は工事の請負に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国税額の控除)

第六十九条 内国法人が各事業年度において外国法人税(外国の法令により課される法人税に相当する税で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。))を納付することとなる場合には、当該事業年度の所得の金額につき第六十六条第一項から第三項まで(各事業年度の所得に対する法人税の税率)の規定を適用して計算した金額のうち、当該事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「控除限度額」という。))を限度として、その外国法人税の額(その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める金額を除く。以下この条において「控除対象外国法人税の額」という。))を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、当該事業年度開始の日前三年以内に

開始した各事業年度（その内国法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含む。以下この条において「前三年以内の各事業年度」という。）の控除限度額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この条において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

3 内国法人が各事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該事業年度の控除限度額に満たない場合において、その前三年以内の各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額のうち当該事業年度に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この条において「繰越控除対象外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該事業年度において納付することとなる控除対象外国法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外国法人税額を当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

4 省略

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除）

第七十条 内国法人の提出した確定申告書に記載された各事業年度の所得の金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得の金額をこえ、かつ、そのこえる金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、税務署長が当該事業年度の所得に対する法人税につき更正をしたときは、当該事業年度の所得に対する法人税として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額で当該仮装して経理した金額に係るものは、国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当等）の規定にかかわらず、当該更正の日の属する事業年度開始の日から五年以内に開始する各事業年度（その内国法人が合併により消滅した場合）には、その合併に係る合併法人の当該合併の日の翌日以後に終了する各事業年度を含む。）の所得に対する法人税の額から順次控除する。

2 省略

3 前二項の規定は、第一項の内国法人が合併により消滅した後に、その内国法人の同項に規定する事業年度の所得に対する法人税につき同項に規定する更正又は前項に規定する各事業年度の所得の金額を減少させる更正があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更正の日」とあるのは、「その内国法人を合併した法人の当該更正の日」と読み替えるものとする。

（中間申告）

第七十一条 内国法人である普通法人（清算中のものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された内国法人である普通法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度を除く。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）に掲げる金額で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 前項の場合において、同項の普通法人が合併後存続する法人で次の各号に掲げる期間内にその合併をしたものであるときは、その普通法人が提出すべき当該事業年度の中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に掲げる金額を加算した金額とする。

一 当該事業年度の前事業年度 被合併法人のその合併の日の属する事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号に掲げる金額でその合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもの（以下この条において「被合併法人の確定法人税額」という。）をその計算の基礎となつたその被合併法人の事業年度の月数で除し、これにその合併法人の前事業年度の月数のうちに占める当該前事業年度開始の日からその合併の日までの期間の月数の割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

二 当該事業年度開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間 被合併法人の確定法人税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の事業年度の月数で除し、これにその合併の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

3 第一項の場合において、同項の普通法人が合併により設立された法人であるときは、その普通法人が提出すべきその設立後最初の事業年度の中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、各被合併法人の確定法人税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額とする。

4 省略

（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）

第八十五条 退職年金業務等を行なう内国法人が合併により消滅し、又はその退職年金業務等に係る事業の全部を譲渡した場合において、その合併又は譲渡がその合併後存続する内国法人又はその譲渡を受けた内国法人（以下この項において「合併法人等」という。）の事業年度の中途においてされ、かつ、その合併法人等が当該退職年

金業務等に係る事業の全部を引き継いだときは、その合併法人等のその合併又は譲渡の日の属する事業年度の前条第一項に規定する退職年金等積立金の額は、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その合併法人等の当該事業年度開始の時ににおける前条第二項に規定する退職年金等積立金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額

二 その合併又は譲渡により引き継いだ退職年金業務等に係るその合併又は譲渡の時ににおいて計算される前条第二項に規定する退職年金等積立金額を十二で除し、これにその合併又は譲渡の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額

2 省略

(退職年金業務等を廃止した場合の特例)

第八十六条 退職年金業務等を行なう内国法人が前二条に規定する事業年度において退職年金業務等を廃止した場合におけるこれらの規定の適用については、第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)及び前条第一項第一号中「当該事業年度の月数」とあるのは「当該事業年度開始の日から退職年金業務等の廃止の日までの期間の月数」と、同項第二号中「その合併又は譲渡の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」とあるのは「その合併又は譲渡の日から退職年金業務等の廃止の日までの期間の月数」とする。

(解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準)

第九十二条 内国法人である普通法人又は協同組合等(以下この章において「内国普通法人等」という。)が解散(合併による解散を除く。以下この章において同じ。)をした場合における清算所得に対する法人税の課税標準は、解散による清算所得の金額とする。

(解散による清算所得の金額の計算)

第九十三条 内国普通法人等の解散による清算所得の金額は、その残余財産の価額からその解散の時ににおける資本等の金額と利益積立金額等との合計額を控除した金額とする。

2 前項に規定する利益積立金額等とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 解散の時ににおける利益積立金額

二 清算中に内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)から受けた第二十三条第一項(受取配当等の益金不算入)に規定する配当等の額(同条第二項の規定に該当するものを除く。)がある場合には、次に掲げる金額の合計額

イ 第二十三条第一項に規定する特定株式等以外の株式等に係る当該配当等の額の合計額から清算中に支払った負債の利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。)の額のうち当該特定株式等以外の株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該配当等の額の合計額を限度とする。)

ロ 第二十三条第一項に規定する特定株式等に係る当該配当等の額の合計額から清算中に支払った負債の利子の額のうち当該特定株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該配当等の額の合計額を限度とする。)

三 第二十六条第一項各号(還付金等の益金不算入)に掲げる金額(当該金額のうち、第二条第十八号(定義)に規定する法人税並びに同号に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。)で、清算中に還付を受け、又は未納の国税若しくは地方税に充当をされたもの及び第二十六条第二項に規定する外国法人税の額で清算中に還付を受けたもののうち同項に規定する控除対象外国法人税の額が還付された部分として政令で定める金額

(合併の場合の清算所得に対する法人税の課税標準)

第一百十一条 内国普通法人等が合併により消滅した場合における清算所得に対する法人税の課税標準は、合併による清算所得の金額とする。

(合併による清算所得の金額の計算)

第一百十二条 内国普通法人等の合併による清算所得の金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 被合併法人の株主等がその合併により合併法人から交付を受ける合併法人の株式又は出資の価額の総額並びに当該交付を受ける金銭及びこれらの資産以外の資産の価額の総額の合計額

二 被合併法人のその合併の時ににおける資本等の金額及び利益積立金額の合計額

2 前項第一号に規定する合併法人の株式又は出資の価額は、当該株式の額面金額又は当該出資の金額による。ただし、合併法人が合併により無額面株式を発行した場合には、当該株式の価額は、その合併により増加した資本の金額(合併法人が合併により設立された法人である場合には、その設立の時ににおける資本の金額)をその合併により発行した株式の総数で除して計算した金額による。

3 第一項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項第二号に掲げる金額は、当該金額に相当する金額から当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第一項の被合併法人の株式又は出資を合併法人又はその合併に係る他の被合併法人が有していた場合において、合併法人が当該株式又は出資に対しその合併による株式又は出資の割当てをしなかつたとき。同項の被

合併法人のその合併の時ににおける資本の金額又は出資金額のうち、その割当てをされなかつた当該被合併法人の株式又は出資に対応する部分の金額

二 第一項の被合併法人のその合併の時ににおける資本積立金額が合併法人に引き継がれた場合 その引き継がれた資本積立金額

三 第一項の被合併法人のその合併の時ににおける利益積立金額が合併法人に引き継がれた場合 その引き継がれた利益積立金額

(合併の場合のみなし交付金)

第百十三条 内国普通法人等が合併した場合にその合併法人が納付する次に掲げる租税の額は、被合併法人の株主等がその合併により合併法人から交付を受ける金銭とみなして、前条第一項の規定を適用する。

一 合併による清算所得に対する法人税(附帯税を除く。)

二 前号に掲げる法人税に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税(都民税を含む。)

三 地方税法の規定による清算所得に対する事業税

(合併による清算所得の金額の計算の細目)

第百十四条 この款に定めるもののほか、内国普通法人等の合併による清算所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(合併の場合の清算所得に対する法人税の税率)

第百十五条 内国法人である普通法人が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額に百分の三十・七の税率を乗じて計算した金額とする。

2 協同組合等が合併した場合における清算所得に対する法人税の額は、合併による清算所得の金額に百分の二十・一の税率を乗じて計算した金額とする。

〔参考〕経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律

(法人税率の特例)

第十六条 省略

2・3 省略

4 内国法人である普通法人が平成十一年四月一日以後に解散(合併による解散を除く。次項において同じ。)又は合併をした場合における清算所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、法人税法第九十九条第一項又は第百十五条第一項中「百分の三十・七」とあるのは、「百分の二十七・一」とする。

5 協同組合等が平成十一年四月一日以後に解散又は合併をした場合における清算所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、法人税法第九十九条第二項又は第百十五条第二項中「百分の二十・一」とあるのは、「百分の二十・五」とする。

6 省略

(合併確定申告)

第百十六条 内国普通法人等が合併した場合には、その合併に係る合併法人は、その合併の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 課税標準である合併による清算所得の金額

二 前号に掲げる合併による清算所得の金額につき前条の規定を適用して計算した法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書には、被合併法人のその合併の時ににおける貸借対照表、合併法人がその合併により承継した資産の明細書その他大蔵省令で定める書類を添附しなければならない。

(合併確定申告による納付)

第百十七条 前条第一項の規定による申告書を提出した合併法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

(継続等の場合の清算所得の金額の特例)

第百十八条 清算中の内国普通法人等が、その残余財産の一部を分配した後において、継続し又は合併により消滅した場合における第九十三条(解散による清算所得の金額の計算)に規定する解散による清算所得の金額は、同条の規定にかかわらず、その分配につき提出する残余財産分配予納申告書に記載すべき第百三条第一項第一号(残余財産の一部分配に係る予納申告)に掲げる金額(その清算中に二回以上残余財産の一部の分配をした場合には、これらの分配に係る当該金額の合計額)に相当する金額とする。

(継続等の場合の法人税額の特例)

第百十九条 清算中の内国普通法人等が継続し又は合併により消滅した場合には、その内国普通法人等に対しその解散の日の翌日から継続の日の前日又は合併の日までの期間(以下この条において「清算期間」という。)に係る法人税として課する税額は、次の各号に掲げる法人税の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

- 一 各事業年度の所得に対する法人税 清算期間に係る各清算事業年度予納申告書に記載すべき第百二条第一項第二号（清算中の所得に係る予納申告）に掲げる金額（同項第三号の規定に該当する場合には、同項第四号に掲げる金額）の合計額
- 二 清算所得に対する法人税 清算期間に係る残余財産分配予納申告書に記載すべき第百三条第一項第二号（残余財産の一部分分配に係る予納申告）に掲げる金額（その清算期間中に二回以上残余財産の一部の分配をした場合には、これらの分配に係る当該金額の合計額）

（継続等の場合の所得税額等の還付）

第百二十条 清算中の内国普通法人等が継続し又は合併により消滅した場合において、その清算中の各事業年度の清算事業年度予納申告書に記載すべき第百二条第一項第五号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額があるときは、納税地の所轄税務署長は、その継続の日の前日又は合併の日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に還付の請求があつた場合に限り、その請求をした内国普通法人等に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2 税務署長は、前項の還付の請求が同項に規定する継続の日の前日又は合併の日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出後にされた場合においても、その提出後にされたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の還付をすることができる。

3 省略

4 第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の還付の請求があつた日（同日が同項に規定する継続の日の前日又は合併の日の属する事業年度の第百二条第一項の規定による申告書の提出期限前である場合には、その提出期限（の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日））までの期間とする。

5 省略

（青色申告）

第百二十一条 内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

一 三 省略

2 省略

3 第一項の承認を受けている内国法人は、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

一 四 省略

五 合併確定申告書

（継続等の場合の更正による所得税額等の還付）

第百三十七条 第百二十条第一項（継続等の場合の所得税額等の還付）に規定する還付の請求があつた後に同項に規定する清算中の各事業年度の清算事業年度予納申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により第百二条第一項第五号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、当該還付の請求をした内国法人である普通法人又は協同組合等に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、前項に規定する還付の請求があつた日（同日が第百二十条第一項に規定する継続の日の前日又は合併の日の属する事業年度の第百二条第一項の規定による申告書の提出期限前である場合には、その提出期限（の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日））までの期間とする。

（申告、納付及び還付等）

第百四十五条 前編第一章第三節（内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の申告、納付及び還付等）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税についての申告、納付、還付及び国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十一条 第一項（中 間申告）	省略	省略
（新たに設立された内 国法人である普通法人 のうち合併により設立 されたもの以外のもの の設立後最初の事業年	（第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課 税標準）に掲げる外国法人に該当する普通法人のこれらの号に掲げ る外国法人のいずれかに該当することとなつた日の属する事業年度 又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人の第百三十八 条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業（以下	

省略	度を除く。）	
	省略	「人的役務提供事業」という。）を国内において開始した日の属する事業年度若しくは当該普通法人の第四百四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第三百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日の属する事業年度を除く。）
省略	省略	省略

第二百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）（第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）（第四百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）又は第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十九条第二号（退職年金等積立金確定申告に係る法人税額）（第四百四十五条の五（外国法人に対する準用））において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額、第四百四条第一項第二号（清算確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第百条第一項（所得税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を適用しないでした法人税の額）若しくは第百十六条第一項第二号（合併確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額につき法人税を免れ、又は第百八十一条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（第八十二条の十五第三項（特定信託に対する準用）又は第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。以下この編において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省略

第百六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項（確定申告）（第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第八十二条の十（特定信託に係る確定申告）、第八十九条（退職年金等積立金に係る確定申告）（第四百四十五条の五（外国法人に対する準用））において準用する場合を含む。）、第百四条第一項（清算確定申告）又は第百十六條第一項（合併確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。